

匿名感染症関連情報における新たな連結先について

匿名感染症関連情報の第三者提供について

令和4年に感染症法を改正し、匿名感染症関連情報の第三者提供及びレセプト情報（NDB）等との連結分析を可能とする仕組みを整備（令和6年4月1日施行）

匿名感染症関連情報の第三者提供

- 匿名感染症関連情報とは、**厚生労働省が感染症法に基づき、医師の届出（発生届）に関して国が報告を受けた内容などについて、個人の特定ができない形で匿名化した情報**である（iDB：Infectious Diseases Surveillance Database）。
- 厚生労働大臣は、**国民保健の向上に資するため、匿名感染症関連情報を以下に掲げる範囲で提供することができる。**

提供申出者の範囲

- ✓ 国の行政機関、都道府県及び市区町村
- ✓ 大学、研究開発法人等
- ✓ 民間事業者
- ✓ 国等が支出する補助金等を充てて業務を行う医師等

利用目的（研究の内容）

- ✓ 医療分野の研究開発に資する分析
- ✓ 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- ✓ 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究
- ✓ 保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究

※ 特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。

第三者提供にあたっての審査体制

- 匿名感染症関連情報の第三者提供や公表の可否等について、厚生科学審議会感染症部会に設置した「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会」において専門的観点から審査を行う。**なお、感染症部会長が感染症部会における追加の審査が必要と認めた案件については、感染症部会で審議する。審査結果については、年1回感染症部会に報告する。

厚生科学審議会

感染症部会

匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会

平時においては、年間4回の審査を予定

匿名感染症関連情報における連結先について

これまでの経緯

- 「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する有識者会議」の提言（令和5年9月15日）において、iDB（匿名感染症関連情報データベース）の連結先については、「**制度開始当初は、具体的なニーズが確認されているNDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）・DPCDB（DPCデータベース）・介護DB（介護保険総合データベース）・予防接種DB（予防接種データベース）といった立法趣旨に応えられる公的DBが連結先候補として考えられる**」とされ、施行後は、NDB・DPCDB・介護DBとの連結を行ってきた。
- また、同提言において、「**連結先の拡大の際には、具体的なニーズを把握したうえで、個別に検討すべき**」とされていた。

現在のiDBと公的DB等との連結状況

識別子はID4

区分	DB名	主なデータ	iDBとの連結の意義・必要性	iDBとの連結の検討状況等
公的	NDB	・匿名レセプト情報 ・匿名特定健診等情報 ・匿名死亡情報	医療、特定健診、死亡に関して悉皆性の高い分析に資する。	令和6年4月開始。
	介護DB	・介護レセプト ・要介護認定情報	要介護者の治療前後の医療・介護サービスの利用状況の把握・分析に資する。	令和6年4月開始。
	DPCDB	・DPCデータ (診療情報、請求情報)	急性期病院の入院患者の状態の把握が可能となり、急性期医療の治療実態の分析に資する。	令和6年4月開始。
	障害福祉DB	・給付費等明細書情報 ・障害支援区分認定情報	障害者の治療前後の医療・障害福祉サービスの利用状況の把握・分析に資する。	現在、連結先になっていない。
	予防接種DB	・予防接種記録 ・副反応疑い報告	予防接種の有無を比較した、ワクチンの有効性・安全性に関する調査・分析に資する。	改正法の施行後、令和9年度以降に審査・提供を開始予定。
	難病DB	・臨床調査個人票	網羅的・経時的な治療情報を得ることが可能となり、より詳細な治療実態の把握・分析に資する。	現在、連結先になっていない。
	小慢DB	・医療意見書		
民間	次世代DB	・医療機関の診療情報	医療情報と連結・分析を可能にすることにより医療分野の研究開発を促進する。	現在、連結先になっていない。

匿名感染症関連情報における新たな連結先について

2025(令和7年)年9月11日

ご審議いただきたいこと

- 今般、**障害福祉DB（障害福祉サービスデータベース）**、**難病DB・小慢DB（指定難病患者データベース・小児慢性特定疾病児童等データベース）**において連結解析を可能とする体制が整備されることを踏まえ、これらのDBを新たな連結先として加えることとしてはどうか。
- また、次世代DB（次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者のデータベース）において第三者提供の実績を上げていることや、NDB等の公的DBとの連結も可能となっていることを踏まえ、**次世代DB**を新たな連結先として加えることとしてはどうか。

※なお、他公的DBにおいても新たな連結先の検討が同様に進められている。

（想定されるユースケース（案））

障害福祉DB	COVID-19罹患後の重度障害者に対する支援の提供実態に基づく分析 等
難病DB・小慢DB	COVID-19罹患後の難病患者の障害福祉サービスの利用状況・小児慢性特定疾病児童の障害児支援の利用状況の分析 等
次世代DB	COVID-19罹患後の心電図等の画像データを含む、より詳細な臨床情報に基づく分析 等

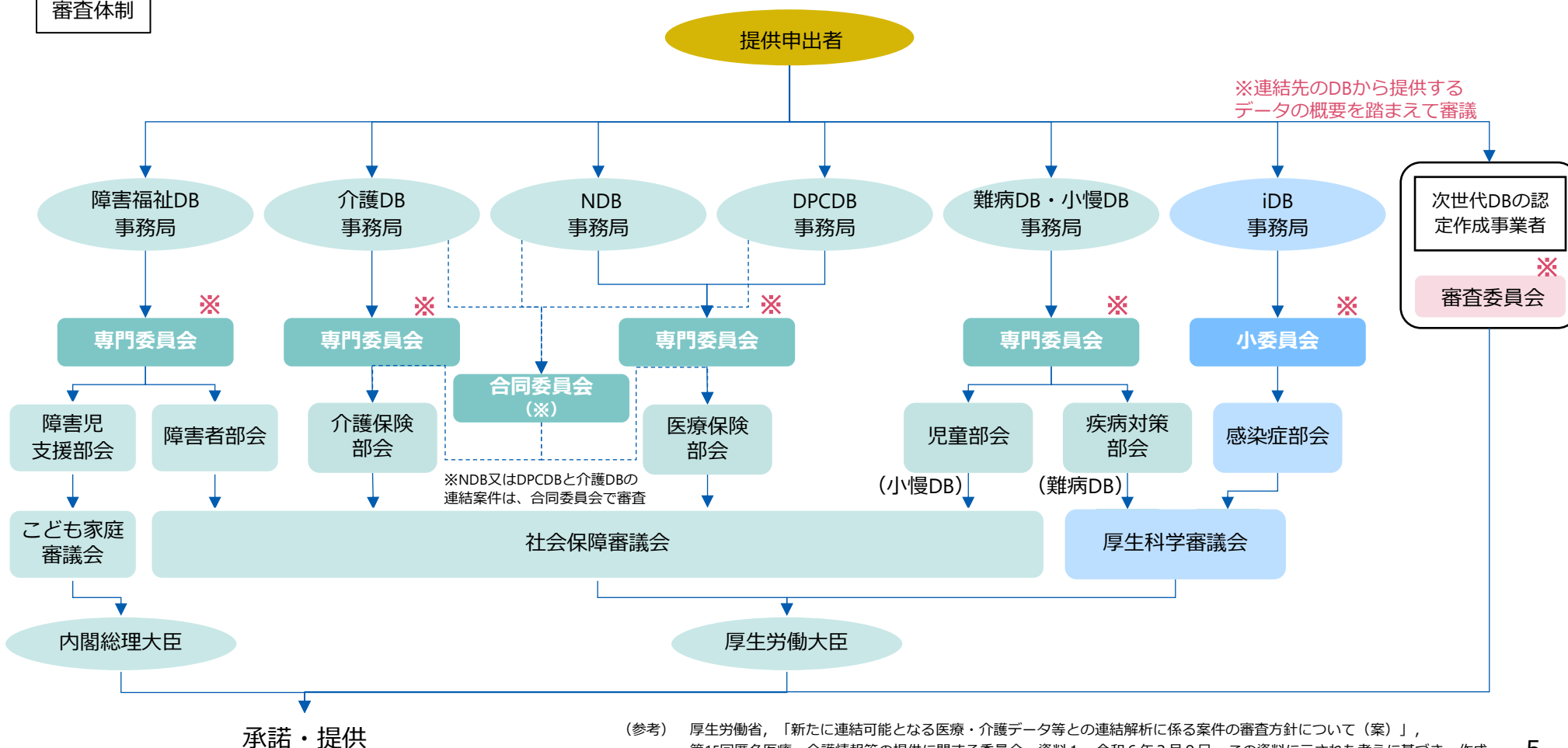
今後の予定

- 令和8年以降 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会より審査開始

他DBとの連結申出の審査体制

- 他DBとの連結申出の審査体制については、次のように想定している。
- 各審議会の下に設置された審査会（次世代DBにおいては認定作成事業者の審査委員会）において、個別に審査し、全DBの提供について承諾となった場合に連結用データが提供される。

審査体制



障害福祉サービスデータベースに格納されている項目①

2. 障害福祉サービスに係る情報

格納されているデータは、以下の通りである。

格納されているデータ	該当する条項 (障害者総合支援法)	データ提供元	主な項目
事業所台帳情報 (基本情報、サービス情報)	第89条の2の2 第1項第1号	都道府県、指定都市、 中核市	事業所番号、事業所名称、法人種別、サービス種類、利用定員数、加算情報等
受給者台帳情報 (基本情報、支給決定情報)	第89条の2の2 第1項第1号	市町村	匿名化受給者証番号、ID4、障害支援区分、利用者負担上限額情報、補足給付情報、計画相談支援情報、独自助成対象者区分、介護保険給付対象者有無、重度包括支援対象者有無、高額障害福祉サービス等給付費情報、決定サービスコード、決定支給量、決定支給期間等
市町村台帳情報 (基本情報、独自助成情報、行政区情報)	第89条の2の2 第1項第1号	市町村	市町村番号、有効開始日・有効終了日、電話番号、住所、独自助成情報（助成対象サービス種類、助成率、助成有効期間）、行政区情報（行政区番号、行政区名、有効開始日・有効終了日）
給付費明細データ (障害福祉サービス)	第89条の2の2 第1項第1号	市町村	事業所番号、匿名化受給者証番号、上限額管理事業所、当該事業所への通所日数、給付単位数、総費用額、利用者負担額、給付費、サービス提供年月、サービス種類コード、サービスコード、サービス開始日・終了日、利用日数、単位数、回数、契約支給量等
計画相談支援給付費明細データ (障害福祉サービス)	第89条の2の2 第1項第1号	市町村	事業所番号、匿名化受給者証番号、サービス提供年月、件数、モニタリング日、単位数、請求額、サービスコード、回数等
障害支援区分認定データ	第89条の2の2 第1項第2号	市町村	市町村番号、匿名化受給者証番号、給付区分、障害種別、年齢階級、概況調査情報、認定調査情報、医師意見書情報の一部、難病名、判定スコア、総合評価項目得点、一次判定日、二次判定日等

障害福祉サービスデータベースに格納されている項目②

3. 障害児支援に係る情報

格納されているデータは、以下の通りである。

格納されているデータ	該当する条項 (児童福祉法)	データ提供元	主な項目
事業所台帳情報 (基本情報、サービス情報)	第33条の23の2 第1項第1号	都道府県、指定都市、中核市、児相設置市	事業所番号、事業所名称、法人種別、サービス種類、利用定員数、加算情報等
障害児施設台帳情報 (基本情報、サービス情報)	第33条の23の2 第1項第1号	都道府県、指定都市、中核市、児相設置市	事業所番号、施設名称、法人種別、サービス種類、入所定員数、施設情報、設備情報、加算情報等
都道府県等台帳情報 (基本情報、独自助成情報、行政区情報)	第33条の23の2 第1項第1号	(通所支援)市町村 (入所支援)都道府県、指定都市、中核市、児相設置市	市町村番号、有効開始日・有効終了日、電話番号、住所、独自助成情報（助成対象サービス種類、助成率、助成有効期間）、行政区情報（行政区番号、行政区名、有効開始日・有効終了日）等
障害児支援受給者台帳情報 (基本情報、支給決定情報)	第33条の23の2 第1項第1号	(通所支援)市町村 (入所支援)都道府県、指定都市、中核市、児相設置市	匿名化受給者証番号、ID4、利用者負担上限額情報、障害児相談支援情報、多子軽減対象区分、独自助成対象者区分、無償化対象区分、決定サービスコード、決定支給量、決定支給期間等
給付費明細データ(障害児支援)	第33条の23の2 第1項第1号	(通所支援)市町村 (入所支援)都道府県、指定都市、中核市、児相設置市	事業所番号、匿名化受給者証番号、上限額管理事業所、給付単位数、総費用額、利用者負担額、給付費、サービス提供年月、サービス種類コード、サービスコード、サービス開始日・終了日、利用日数、単位数、回数、契約支給量等
障害児相談支援給付費明細データ (障害児支援)	第33条の23の2 第1項第1号	市町村	事業所番号、匿名化受給者証番号、サービス提供年月、件数、モニタリング日、単位数、請求額、サービスコード、回数等

指定難病患者データベースに登録される項目

- 指定難病データベースには、氏名・生年月日といった基礎的な情報のほか、医療費助成の支給認定の審査に必要な診断基準及び症状の程度に関する情報、研究に用いられる臨床所見や検査所見等の情報が登録されている。

1. 基本情報

- ・ 告示病名、告示番号
 - ・ 姓名
 - ・ 住所
 - ・ 生年月日
 - ・ 性別
 - ・ 被保険者番号等（令和6年4月～）
 - ・ 家族歴
 - ・ 発症年月
 - ・ 社会保障（介護認定）
 - ・ 生活状況
/ 移動の程度
/ 身の回りの管理
/ ふだんの活動
/ 痛み・不快感
/ 不安・ふさぎ込み
- 等

2. 医療費支給 審査項目

① 診断基準

- ・ 病型分類
- ・ 臨床所見
- ・ 検査所見
- ・ 遺伝学的検査
- ・ 鑑別診断

診断のカテゴリー
（判定基準）

② 重症度分類

- ・ 軽症/中等症/重症
- ・ 疾患特異的
重症度分類

3. 研究班の 調査項目

- ・ 臨床所見
- ・ 検査所見
- ・ 発症と経過
- ・ 治療履歴
（薬物療法、
外科的治療）

特記事項
（自由記載欄）

4. 人工呼吸器 装着の有無

5. 医療機関情報

- ・ 指定医番号
 - ・ 医師名
 - ・ 医療機関名
 - ・ 医療機関電話番号
 - ・ 記載年月日
- 等

6. 行政欄

- ・ 受給者番号
 - ・ 認定/不認定
- 等

小児慢性特定疾病児童等データベースに登録される項目

2025(令和7年)年9月11日

- 小児慢性特定疾病児童等データベースには、氏名・生年月日といった基礎的な情報のほか、臨床所見、検査所見、経過、今後の治療方針等の情報が登録されている。

1.基本情報

- ・告示病名、告示番号
- ・姓名
- ・出生都道府県
- ・生年月日
- ・年齢
- ・性別
- ・被保険者番号等（令和5年10月～）
- ・出生体重／出生週数
- ・現在の身長／体重
- ・母の生年月日
- ・発症年月
- ・初診日
- ・大／細分類病名
- ・就学、就労（※）
- ・現状評価（※）
- ・人工呼吸器装着（※）
- ・該当/非該当（※）
- ・治療見込み期間（※）
- ・入院/通院（※）

2.臨床所見

- 現在の症状
- ・病型
 - ・疾患の症状

3.検査所見

- 診断の根拠
となった
主な検査等の結果

4.その他の所見

- その他の現在の所見等
合併症（あり／なし）
（自由記載）

5.経過

- 現在までの
主な治療など
- ・手術
 - ・薬物療法
 - ・補充療法
 - ・食事療法

等

6.今後の 療法方針

（自由記載）

8.行政欄

- ・受給者番号
- ・認定/不認定

等

7.医療機関情報

- ・指定医番号
- ・医師名
- ・医療機関名
- ・医療機関電話番号
- ・記載年月日

等

（※）疾患により医療意見書内の記載箇所が異なる

2025(令和7年)年9月11日

認定匿名加工医療情報作成事業者	FAST ・ J-MIMO ・ LDI
匿名加工医療情報等の対象集団 医療機関による限定 地域による限定 その他、審査に係る限定	（母集団の定義を記載）（例）虚血性心疾患で入院した患者 ☐ あり（ ） ☐ なし ☐ あり（ ） ☐ なし ☐ あり（ ） ☐ なし
匿名加工医療情報等の対象期間	〇〇〇〇年〇月 ～ 〇〇〇〇年〇月
匿名加工医療情報等の規模	約〇〇〇〇件
匿名加工医療情報等の主な項目 （公的DBから提供されない情報を中心に）	（例）バイタルサイン、検査値、検査結果、食事オーダー、アレルギー等についての具体的な項目
匿名加工医療情報等の作成に関する基準 （特に、公的DBと差異がある場合）	（例） ・ 固有名詞が含まれている場合は読み替え表で変換 ・ 年齢のトップコーディングは110歳以上 等
倫理的配慮	（例）発症率が低い症例による個人の特定リスクを避けるために、稀な感染症（〇種類）の病名を持つ患者を削除する 等
別紙	☐ あり （例）事前記録・実施記録 ☐ なし

iDBと他公的DBとの突合割合について

- iDBと他公的DBとの突合割合は以下のとおりです。
- 同一人であるのに突合できなかった要因としては、例えば、フリガナ氏名の入力間違い（外国人名含む）、生年月日の入力間違いによって異なるID4が生成されていることが考えられます。
- iDBにのみID4が存在し、NDBや介護DBに存在しない例として、外国の方であり日本の保険制度に加入していないなどが考えられます。

NDBとの突合割合（iDBで各月に存在する者について、NDBに存在する割合）		
2021年5月	2022年8月	2023年1月
78.40%	85.16%	92.33%

※ NDB特有の突合できなかった要因として、発生届は提出されていたものの、医療機関を受診していない場合が考えられる。

介護DBとの突合割合（iDBで65歳以上で各月に存在する者について、介護DBに存在する割合）		
2021年5月	2022年8月	2023年1月
26.10%	21.61%	26.77%

※ 介護DBの突合割合の解釈については、iDBの65歳以上の母集団には要介護（要支援）認定を受けていない者も含まれていることに留意が必要である。介護DBは要介護（要支援）認定を受けている者のデータベース。【参考】として、全国の65歳以上の要介護（要支援）認定率を付記する。

【参考】介護保険における全国の第1号被保険者の要介護（要支援）認定率：18.9%
（出典：令和3年度 介護保険事業状況報告（年報））

個人特定のリスクに対する留意点及び考え方（案）

- iDBの第三者提供及び他の公的DBとの連結においては、個人が特定されるリスクが高まる状況が生じることから、その留意点及び考え方について、現時点では以下4点について整理してはどうか。

留意事項	留意が必要な理由	考え方（案）
①報道等の情報との突合性	流行初期に、全国において感染者が少なく、特に初期においては、当該感染者個人の背景に関する報道等により、当該感染者が特定されるリスクに留意が必要。	「流行初期」の考え方を事務局にて整理し、目安となる時期を定め、審査時の参考資料としてはどうか。
②地域的な差異	流行初期以降の各流行期においても、各都道府県により感染者の発生が少ない地域もあったことから、流行初期以降も当該感染者の特定リスクに留意が必要。	提供申出期間における当該都道府県の届出数の公表データを事務局にて確認の上、委員に共有し、審査時の参考資料としてはどうか。
③公表情報との突合性	各都道府県等において個別症例の公表を行うことがあるが、そうした情報との突合により個人の特定リスクが高まる可能性に考慮が必要。公表の内容や実施期間は、各都道府県において異なる。	各都道府県における個別症例の公表内容及び公表期間を事務局にてとりまとめ、審査時の参考資料としてはどうか。
④DB連結による情報付加	公的DB間において収載されている情報を連結することにより、個人の特定リスクが高まる可能性に留意が必要。連結解析でどのような項目を連結するかは研究計画に依存する。	公的DBとの連結を前提とした提供申出書の場合は、事務局にて連結先DBへの提供申出内容（個人識別性に関わるデータ項目等の有無等）をとりまとめ、審査時の参考資料としてはどうか。

匿名感染症関連情報における他DBとの連結に係る関連条文（１）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

（国民保健の向上のための匿名感染症関連情報の利用又は提供）

第五十六条の四十一 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名感染症関連情報（感染症関連情報に係る患者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる感染症関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した感染症関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名感染症関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名感染症関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名感染症関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名感染症関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

匿名感染症関連情報における他DBとの連結に係る関連条文（２）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）（抄）

（匿名感染症関連情報の提供に係る手続等）

第三十一条の四十四 （略）

- 2 （略）
- 3 提供申出者は、匿名感染症関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報（匿名感染症関連情報及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第六項に規定する匿名加工医療情報を除く。）	同表の下欄に掲げる提供の申出

4～7 （略）

匿名感染症関連情報における他DBとの連結に係る関連条文（３）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）（抄）

（法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第三十一条の四十五 法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報を規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二～四 （略）

五 前各号に掲げる者のほか、匿名感染症関連情報等（匿名感染症関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第三十一条の四十八第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名感染症関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

匿名感染症関連情報における他DBとの連結に係る関連条文（４）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）（抄）

（法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第三十一条の四十六 （略）

- ２ 提供申出者が行う業務が法第五十六条の四十一第二項の規定により匿名感染症関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報	同表の下欄に掲げる業務

（匿名感染症関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第三十一条の四十七 法第五十六条の四十一第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

匿名感染症関連情報における他DBとの連結に係る関連条文（５）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）（抄）

（法第五十六条の四十四の厚生労働省令で定める措置）

第三十一条の四十八 法第五十六条の四十四の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 （略）

二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名感染症関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)・(2) （略）

(3) 匿名感染症関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名感染症関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

(4) （略）

ロ （略）

三～五 （略）